通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合関西地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日令和7年11月19日以降
- 2 場所 上記組合の組合員が従事する別記の職場
- 3 要求事項 年末一時金等

令和7年11月17日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

ロジスティックスオペレーションサービス株式会社、三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社(以上、東京都)、ケイヒン海運株式会社(神奈川県)、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部(愛知県)、株式会社共和商会、株式会社サンユーサービス、株式会社日東陸運、株式会社リクサストラスト、港石油株式会社、大正埠頭作業株式会社、日栄港運株式会社、栃木協鐵輸送株式会社、大阪港埠頭ターミナル株式会社、関西海運株式会社、新正大運輸会社、大商海運株式会社、大東港運株式会社、新正大運輸

株式会社、此花荷役作業株式会社、日本塩回送株式会社、 大阪機船株式会社、一心港運株式会社、阪南港運株式会社、 株式会社大森廻漕店、株式会社スミサク、大和運輸株式会 社、中谷運送株式会社、株式会社藤井商会、共和運輸株式 会社、日鉄物流大阪株式会社、太陽陸運株式会社、三星海 運株式会社、株式会社オーエスティ物流、ミナト産業株式 会社、株式会社中井商店、アクシアロジ株式会社、さくら タクシー株式会社、ナニワ生コン株式会社、梅南鋼材株式 会社、第工株式会社大阪支店、大阪市高速電気軌道株式会 社、大阪シティバス株式会社、一般社団法人全日検大阪支 部 、 西 日 鋼 運 輸 株 式 会 社 、 一 般 財 団 法 人 大 阪 港 湾 福 利 厚 生 協会、加藤運輸株式会社、丸一海運株式会社、郵船港運株 式会社、株式会社大運、新富運送株式会社、三郵海陸運輸 株式会社、三信運輸株式会社、大洋運輸株式会社、三林運 送株式会社、天神運輸倉庫株式会社、株式会社後藤回漕店、 三協運輸株式会社、日本郵便輸送株式会社、オーエスティ 物流株式会社、近畿木材運輸株式会社、鶴丸運輸株式会社、 大阪シティフレイト株式会社、浪花建設運輸株式会社、大 阪平岩運輸株式会社、大阪海運株式会社、大阪荷役株式会 社、名阪船舶株式会社、株式会社城東組、株式会社近通、 共和運輸株式会社、太平ビルサービス大阪株式会社(以上、 大阪府)、第一商事株式会社、神崎運輸株式会社、尼神運輸 株式会社、菱和運輸株式会社、ナニワ生コン株式会社尼崎 工場、商船港運株式会社、日本コンテナ輸送株式会社、菱 倉運輸株式会社、株式会社上組、日本高速輸送株式会社、 日本運送株式会社、共栄運送株式会社、神陸コンテナ輸送 株式会社、株式会社阪神海上コンテナー運輸、株式会社サ ン・トランスポート、株式会社小林運輸、五洋ロジテム株 式会社、内外フォワーディング株式会社、日本包装運輸株 式会社、株式会社神戸フェリーセンター、京阪神道路サー

ビス株式会社、株式会社レックス、日章トランス株式会社、 阪神コンテナビジネス株式会社、国際コンテナ輸送株式会 社、株式会社新神戸セキュリティ、株式会社川崎コンテナ 運輸、株式会社ジャパンエキスプレス、一般社団法人全日 検神戸支部、トールウェイサービス株式会社、富士テクノ トランス株式会社、神菱港運株式会社、義勇海運株式会社、 義勇海運株式会社作業部 Р І 西現業所、義勇海運株式会社 作業部PI東現業所、早駒運輸株式会社、早駒運輸株式会 社神戸繁離船センター、洲本 G 船舶有限会社、大阪湾パイ ロットボート株式会社、互恵海運株式会社、ケイヒン海運 株式会社神戸営業所、義勇梱包株式会社、南部運送株式会 社、本四海峡バス株式会社本社、本四海峡バス株式会社洲 本営業所、本四海峡バス株式会社淡路営業所、加古川タク シー株式会社、播州吉川運送株式会社、株式会社清水運輸 作業、株式会社後藤回漕店、株式会社後藤回漕店東神戸事 業所、山陽バス株式会社本社垂水営業所、神戸市交通局清 水が丘営業所、山陽バス株式会社小東山営業所、(以上、兵 庫県)、日ノ丸西濃運輸株式会社(鳥取県)、本四海峡バス 株式会社徳島営業所、本四海峡バス株式会社マリンピア営 業所(以上、徳島県)、別府ポートサービス株式会社(大分 県)